（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部改正）

第百五十八条　独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律の一部を次のように改正する。

附則第七条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「、第四項及び第五項」を「から第四項まで」に改める。

（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百五十九条　国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項中「附則第二十九条の規定による改正後の」を削り、「新特労法」を「行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）」に改め、同条第三項中「附則第五十一条の規定による改正後の」を削る。

附則第八条第四項中「新特労法」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に、「特定独立行政法人又は」を「行政執行法人又は」に、「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

附則第二十五条中「（以下この条において「新給与法」という。）」を削り、「として前条」を「として同条」に、「対する新給与法」を「対する一般職の職員の給与に関する法律」に、「、新給与法」を「、同法」に、「特定独立行政法人職員等」を「行政執行法人職員等」に改める。

（森林国営保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百六十条　森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附則第九条中「研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「国が有する」を「研究所が承継した国が有していた」に、「を承継したときは、」を「であって」に改め、「現に」を削り、「預託している」を「預託していた」に改める。

附則第十条中「第二条の規定による改正後の独立行政法人森林総合研究所法（以下この条において「新研究所法」という。）」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）に、「、新研究所法」を「、同法」に改める。

第十章　経済産業省関係

（貿易保険法の一部改正）

第百六十一条　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第五条の二　日本貿易保険は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第十条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十六条第二項中「六　剰余金の使途　七　その他主務省令で定める業務運営に関する事項」を「七　剰余金の使途　八　その他主務省令で定める業務運営に関する事項」を「七　その他主務省令で定める業務運営に関する事項」に、「六　その他主務省令で定める業務運営に関する事項」に改め、同条第三項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改める。

第十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十八条第二項を削る。

第二十条第一号中「第五項又は第十八条第一項」を「第四項又は第十八条」に改める。

第二十一条中「、主務省」及び「、経済産業省」を削る。

（電気用品安全法及び計量法の一部改正）

第百六十二条　次に掲げる法律の規定中「独立行政法人産業技術総合研究所」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所」に改める。

一　電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の二第二項

二　計量法（平成四年法律第五十一号）第百二十二条第二項第二号

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第百六十三条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第十条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第十七条を次のように改める。

（理事の任期）

第十七条　理事の任期は、二年とする。

第二十二条第二項中「、あらかじめ、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第二十六条中「、主務省」及び「、経済産業省」を削る。

（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律及び新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法の一部改正）

第百六十四条　次に掲げる法律の規定中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

一　非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条（見出しを含む。）

二　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第十条（見出しを含む。）

（基盤技術研究円滑化法の一部改正）

第百六十五条　基盤技術研究円滑化法（昭和六十年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改める。

第十一条（見出しを含む。）中「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」を「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構」に改める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第百六十六条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「第十九条第五項」を「第十二条の二第一項第二号、第三号及び第六号、第十九条第六項及び第九項、第十九条の二、第二十五条の二（第一項を除く。）」に、「第二十九条第一項、第三十条第一項及び第四項」を「第二十八条の二第一項及び第三項、第二十九条第一項及び第三項、第三十条第一項及び第四項」に、「第三十三条、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第二項及び第四項」を「第三十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五項を除く。）、第三十八条第一項から第三項まで」に改め、「及び第二項ただし書」の下に「、第四十六条の二（第五項を除く。）」を加え、「、第六十五条第一項及び第二項」を削り、「同条第二号」を「同条第四号」に、「第七十一条第一号」を「第七十一条第一項第一号」に、「第五号」を「第六号」に、「第二十八条第二項」を「第十九条第四項及び第六項第二号、第二十八条第二項」に、「第二項第七号」を「第二項第八号」に、「第三十三条、第三十八条第一項及び第四項」を「第三十二条第二項、第三十八条、第三十九条第一項」に改める。

（経済産業省設置法の一部改正）

第百六十七条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表独立行政法人評価委員会の項を削る。